

【参 考】

1. 「P S C」(Port State Control)

旗国の中には、その責任を適切に果たしていない国もあるため、サブスタンダード船(国際条約の基準に適合していない船舶)が多数存在しており、国際的にこうした船舶の排除が重要な課題となっている。この本来旗国が果たすべき役割を補完するため、寄港国の権利として、自国に入港する外国船舶への立入検査(ポートステートコントロール:P S C)がS O L A S条約(海上人命安全条約)、S T C W条約(船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する条約)等により認められている。

わが国では、全国43官署124名(平成16年度)の外国船舶監督官により実施しており、立入検査の結果、重大な欠陥が発見された場合には当該船舶に対して、欠陥の改善を求め、必要に応じて航行を差し止めることができる。平成15年は、4,865隻に対して立入検査を行い、うち639隻を処分した。

なお、サブスタンダード船による重大な海難が後を絶たないことから、世界的にもP S Cを強化する傾向にある。

2. 「MOU」(エムオーユー:Memorandum of Understanding)

P S Cの効果的実施には、周辺諸国との協力が不可欠であり、域内各国で実施されるP S Cについて手続等の調和を保ちつつ検査の効率を高めることにより、サブスタンダード船の排除を促進し、もつて航行の安全と海洋環境の保全に寄与しようというものである。

またこの他、MOUでは、検査情報の交換、P S C検査官の啓蒙等を実施しているが、MOUはP S Cを実施する各国主管庁が実務上の協力を行う上で合意する覚書であり、主管庁に法的な義務を課すものではない。

なお、現在、以下のとおり、世界の8地域にMOUが設立されている。

パリMOU(欧州・北大西洋地域)

署名:1982年、本部:ハーグ[オランダ]、署名当局:20カ国

ラテンアメリカMOU(中南米地域)

署名:1992年、本部:ブエノスアイレス[アルゼンチン]、署名当局:13カ国

東京MOU(アジア・太平洋地域)

署名:1993年、本部:東京[日本]、署名当局:18カ国・地域

カリブ海MOU(カリブ海地域)

署名:1996年、本部:クライストチャーチ[バルバドス]、署名当局:11カ国

地中海MOU(地中海地域)

署名:1997年、本部:アレキサンドリア[エジプト]、署名当局:10カ国

インド洋MOU（インド洋地域）

署名：1998年、本部：ゴア[インド]、署名当局：12カ国

アブジャMOU（西・中央アフリカ地域）

署名：1999年、本部：ラゴス[ナイジェリア]、署名当局：16カ国

黒海MOU（黒海地域）

署名：2000年、本部：イスタンブール[トルコ]、署名当局：6カ国

3. 「サブスタンダード船」

旗国は、自国の船舶及び船員が、航行の安全及び海洋環境の保全の観点から、種々の国際条約に規定されている技術的な基準に適合するよう監督する責務を負っているが、近年、外航船舶の便宜置籍の進展、海運における国際競争の激化等により、旗国は多様化しており、一部の旗国では、自国の船舶を適切に監督する行政的・技術的能力を備えていないのが現状であり、そのような不適切な監督の結果、上記の国際条約に規定する基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）が横行しており、必要なコストが削減できることから、航行の安全及び海洋環境の保全のみならず、公正な海運競争にも悪影響を及ぼしており、わが国領域内においても少なからず運航され、座礁等海難を発生せしめ、放置されたままになるなど脅威となっている。

4. 「第1回パリMOU・東京MOU合同閣僚会議」

期 日：平成10(1998)年3月24・25日

開催場所：バンクーバー(カナダ)

我が国代表：運輸審議官 戸矢 博道

参加国等：以下の32カ国・地域及び7機関が参加

i) パリMOU加盟国(18カ国*)

ベルギー、クロアチア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、ロシア*、カナダ*

) 東京MOU加盟国(14カ国・地域*)

オーストラリア、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、タイ、ロシア*、カナダ*（*ロシア、カナダは両MOUに加盟）

) オブザーバー(3カ国、7機関)

アイスランド、ベトナム、米国、ILO、IMO、ラテンアメリカMOU、カリブ海MOU、IACS、パリMOU事務局、東京MOU事務局

閣僚宣言の概要：

強力なP S Cの実施等に関する政策の強調を表明することを目的に『サブスタンダード船の排除に向けた地域間連携の強化(“TIGHTENING THE NET” 『INTER-REGIONAL ACTION TO ELIMINATE SUB-STANDARD SHIPPING)』と題する宣言を採択した。概要は以下のとおり。

- i) サブ・スタンダード船の存在及びその影響に関する現状の認識並びに懸念の表明
 -) サブ・スタンダード船排除のための旗国の監督強化とP S Cの強化の必要性の確認
 -) 最近の国際条約等の動向を踏まえ、I M O等の国際機関内における協力の強化、P S Cに関する国際協力の推進の確認
 -) パリM O Uと東京M O Uとの間の検査情報の交換等の連携を強化することの表明
 -) 各加盟国が適切なP S C実施体制を確保することの確認と表明